

平成21年度定期監査（1）の監査結果に基づき講じた措置

平成21年度定期監査（1）の監査結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

1 指摘事項

○工事請負契約に係る契約事務の適正化について

福祉部高齢社会対策課の関町特別養護老人ホーム外構改修工事において、関係書類を確認したところ、当該2件の工事は一括して契約すべきものであり、この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とすべきものであった。

当該工事は、同一業者に対して同日に発注されており、工期および検査日とも同じ日であった。工事の内容は特別養護老人ホームの敷地内外のインターロッキングの陥没部分の修繕および敷地外については、道路との接触部分のL型溝の撤去新設を含む工事であった。当該工事を施設の敷地の内外で分ける必要性は認められない。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組みられた。 (福祉部)

【講じた措置】

(福祉部)

(1)により対応を実施したところであるが、今後は(2)によりさらなる改善を図ることとする。

(1) 実施した措置

ア 課長決定の契約案件を精査し、疑問のある事例を洗い出し、原因を整理し対策を検討した。

イ 複数の職員による執行管理を徹底し、契約事務処理に遺漏のないよう課内職員へ周知徹底した。

(2) 今後の措置

ア 契約事務の執行に関し、適正な事務処理の執行を行う。

(ア) 契約締結権限の受任者に対し、権限と責任について再確認を行う。

(イ) 契約事務を行う職員に対し、契約事務の執行に関する研修等を実施し、契約事務処理に対する意識改革を行い、適正な契約事務の執行を徹

底する。

(ウ) 緊急対応が必要となる際の契約事務の進め方について再度確認し、複数の職員による執行管理を徹底して、契約事務処理に遺漏のないよう徹底する。

イ 通常の施設修繕工事については、緊急対応を生じないように、予防的な観点による計画的な施設維持管理を行う。

ウ 緊急対応が必要となる場合に備え、総務部施設管理課との密接な連絡体制を整える。

(総務部)

契約事務の適正な執行については、平成20年度の財務監査指摘事項を受けて、平成21年2月の総務部長通知により、また、庶務担当課長会、庶務担当係長会において周知徹底を図ってきたところである。

しかしながら、課長工事契約の事務処理に関し、同様の不適切な分割発注が行われたことに対して、看過できない重大な問題であると認識している。

そのため9月に、全庁的な緊急総点検の取組を開始した。

緊急総点検は、課長権限による契約事務の事務執行について、庁内の管理チェック体制の強化を図るとともに、担当職員の意識改革の徹底を促し、分割発注の再発防止のため、実施するものである。

この総点検の結果を踏まえ、各課の改善事項、対応策の検証を行うとともに、財務会計研修や各課・各部・各事業本部が主催する契約事務研修の機会を通じて、職員の意識改革と実務能力の向上を図ることとしたい。

また、再発防止対策と契約事務のさらなる理解を深めるため、留意すべきポイントをまとめた「契約事務のはやわかり」の冊子をあらたに作成し、課長工事契約の確認書類等の書式についても周知しているところである。